

証券ジャパンの約款・規程集（インターネット取引をご利用のお客様用） 新旧対照表

平成31年2月28日
株式会社証券ジャパン

このたび、当社が規定する「インターネット取引サービス取引取扱規程」の記載内容において、語句の訂正等、所要の整備を行うことといたしました。つきましては、これら整備に適切に対応するため、証券ジャパンの約款・規程集を一部改正することといたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目の新旧対照表）

1. 「第1章インターネット取引サービス取引取扱規程」を一部改正いたします。		
2. 本改正は平成31年3月7日より適用いたします。		下線部分変更
新	旧	
第1章 インターネット取引サービス取引取扱規程	第1章 インターネット取引サービス取引取扱規程	
第1条（規程の趣旨）～第11条（入庫及び出庫） （現行どおり）	第1条（規程の趣旨）～第11条（入庫及び出庫） （省略）	
第12条（注文の受付及び取消） （1） （現行どおり） （2） お客様のインターネット取引サービスでの取引注文の受付は、次に定める時点を持って受付とさせていただきます。 ① （現行どおり） ② 電話受注によるオペレーターを介した取引注文は、当社が当該注文内容を復唱し、その内容についてお客様が特に異議を留めることなく当社が発注した時点をもって受付とさせていただきます。	第12条（注文の受付及び取消） （1） （省略） （2） お客様のインターネット取引サービスでの取引注文の受付は、次に定める時点を持って受付とさせていただきます。 ① （省略） ② 電話受注によるオペレーターを介した取引注文は、当社が当該注文内容を復唱し、その内容についてお客様が特に異議を留めることなく当社が発注した時点をもって受付とさせていただきます。 お客様が当該注文の内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点を持って受付とさせていただきます。	
（3）～（4） （現行どおり）	（3）～（4） （省略）	
第13条（注文の執行）～第22条（通知の効力） （現行どおり）	第13条（注文の執行）～第22条（通知の効力） （省略）	
第23条（インターネット取引サービスの終了） （1） 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、インターネット取引サービス口座は当然に解約され、インターネット取引サービスは終了するものとします。 ①～④ （現行どおり） ⑤ お客様がインターネット取引サービスを利用して、 マネー・ロンダリング 等の違法行為または公序良俗に反する行為をしたとき ⑥ （現行どおり）	第23条（インターネット取引サービスの終了） （1） 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、インターネット取引サービス口座は当然に解約され、インターネット取引サービスは終了するものとします。 ①～④ （省略） ⑤ お客様がインターネット取引サービスを利用して、 マネー・ロンダリング 等の違法行為または公序良俗に反する行為をしたとき ⑥ （省略）	
（2） （現行どおり）	（2） （省略）	
第24条（その他の免責事項）～第28条（合意管轄） （現行どおり）	第24条（その他の免責事項）～第28条（合意管轄） （省略）	
第29条（規程の変更） 本規程は、法令諸規則等の変更又は監督官庁の指示、その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	第29条（規定の変更） 本規程は、法令諸規則等の変更又は監督官庁の指示、その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	

以上